

## 第 15 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成 21 年 8 月 17 日に開催されました第 15 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

### 記

- 1 第 14 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要及び決定事項の確認
- 2 第 15 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
  - (1) 議会基本条例素案の前文について
    - ① 前文の書き出し「亀山市議会（以下「議会」という。）は、……」から「……市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課されている。」までの前文の前半については、この内容で確認する。  
ただし、「監視評価」については、「監視及び評価」に素案を改め、また「市民」については以下の条文との整合を図る。
    - ② 前文の後半については、出された意見に基づき条文を整理し、次回の理事懇談会へ提出する。なお、「議会は、市民と市政の接点となるべく、……」における「接点」については、とりあえずこの表現とする。
  - (2) 議会基本条例素案の第 1 章総則について
    - ① 第 3 条会派の用語の定義については、第 7 条の会派においてまとめて条文を置く。
    - ② まちづくり基本条例と議会基本条例で使用する用語について、整合を図る必要があり、大幅な変更がない限り事務局間で調整し、まちづくり基本条例に極力合わせる。
    - ③ 第 1 条目的の「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する。」は前文にも「活力ある発展、豊かな地域社会の実現、市民全体の豊かさ」とあり、「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する」は削除するか、表現を改める。
    - ④ 第 1 条目的の「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、」の表現は、前文の記述とあわせて整理する。
    - ⑤ 前文の「地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、」と第 1 条目的の「分権と自治の時代」については、条文を整理する。
    - ⑥ 第 2 条基本方針については、前文にも同じような記述が置かれていることから削除するか、あるいはコンパクトにまとめるかのいずれかで

あるが、一度コンパクトにまとめた案を作り理事懇談会で議論し、次回の特別委員会に提出する。

- ⑦ 素案には、「市民」が多数使用されており、それぞれ整合・調整を図り用語の定義を明確にする。

(3) 議会基本条例素案第 18 条（議員定数について）

- ① 素案を改め、改正案を原案とする。

3 今後の進め方について

- ① 議会基本条例素案の前文及び議員定数の議論に引続き、第 1 章総則、第 7 条会派について議論し、条文の整理を行う。

- ② 次に、第 10 条の公聴広報機能の充実における議会報告会、意見交換会の議論を行い、その後、第 2 章から順番に議論を進める。

4 次回の特別委員会の開催日程とテーマについて

次回の開催日程を 9 月 28 日から 10 月 2 日の間で調整する。また、テーマとしては、第 15 回特別委員会（8 月 17 日開催）の議論の整理、第 7 条会派、第 10 条公聴広報の充実における議会報告会及び意見交換会の考え方について議論を行う。